第二十五条の十の二第十六項中「特定口座以外の口座」を「相続等一般口座」に改め、同条第十七項中「特定口座以外の口座」を「同号の相続等一般口座」に改め、同条第十八項中「特定口座以外の口座」を「相続等一般口座」に改め、同条第二十項中「以外の口座」の下に「（非課税口座を除く。）」を加える。

第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十の九の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十の九第五項中「規定する書類」の下に「、同項第二十四号イに規定する書類」を加える。

附則第一条第五号を次のように改める。

五　第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第二十項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定、同令第二十五条の十二の二第二十二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項の改正規定及び同令第二十六条の二十六第十一項の改正規定　平成二十四年一月一日

附則第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「第五条の二」を「第五条の二の二」に改める部分に限る。）、同令第二章第一節中第五条の二の次に一条を加える改正規定、同令第十九条の四の改正規定、同令第二十五条の八の二の改正規定（同条第九項第一号に係る部分、同項第二号に係る部分、同条第八項第一号ハ中「第五項」を「第六項」に改める部分及び同条第四項中「第五項」を「第六項」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の八の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十の二の改正規定、同令第二十五条の十の九第五項の改正規定、同令第二十五条の十三の改正規定、同条の次に六条を加える改正規定、同令第二十五条の十四第十五項第二号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同令第二十五条の十四の二第五項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに附則第十四条の二並びに第十七条第一項及び第五項から第七項までの規定　平成二十六年一月一日

附則第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「法第十条第一項」とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第一項」と、「第十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項」とあるのは「第十条の六第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第二項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

附則第十一条第二項中「新令第五条の三から第五条の七まで」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の八まで」に、「、新令」を「、同令」に改め、「第五条の四第十二項」の下に「、第五条の四の二第八項」を加え、「及び第五条の七第三項」を「、第五条の七第三項及び第五条の八第五項」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第十四条の二　新令第十九条の四第五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に行う同項第一号に規定する報告について適用し、同日前に行った旧令第十九条の四第五項第一号に規定する報告については、なお従前の例による。

2　新令第十九条の四第七項の規定は、同項に規定する特例適用者が平成二十六年一月一日以後に同項に規定する同一銘柄株式の譲渡をする場合について適用し、旧令第十九条の四第七項に規定する特例適用者が同日前に同項に規定する同一銘柄株式の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

附則第十七条第一項中「（第三号）」を「（第三号及び第四号）」に、「、第十六項及び第十八項」を「及び第十六項から第十八項まで」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に、「同号」を「これらの号」に改め、「第二十五条の十の二第十五項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十三号」を「第二十四号」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　新令第二十五条の十の二第十五項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に行われる同号に規定する株式無償割当て又は新株予約権無償割当てにより取得する同号に規定する上場株式等について適用し、同日前に旧令第二十五条の十の二第十五項第六号に規定する株式無償割当て又は新株予約権無償割当てにより取得した同号に規定する上場株式等については、なお従前の例による。

6　新令第二十五条の十の二第十五項（第二十二号に係る部分に限る。）及び第二十項の規定は、平成二十六年一月一日以後に同号の特定口座に受け入れる同号に規定する割当株式について適用し、同日前に旧令第二十五条の十の二第十五項第二十二号の特定口座に受け入れた同号に規定する割当株式については、なお従前の例による。

附則第四十九条第一項中「施行日以後」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日（次項及び第三項において「平成二十三年改正法施行日」という。）以後」に、「について新法」を「について同法第十七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下第三項までにおいて「平成二十三年新法」という。）」に、「新令第四十条の八の三第八項」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下次項までにおいて「平成二十三年新令」という。）第四十条の八の三第八項」に、「新令第四十条の八の二第十二項」を「平成二十三年新令第四十条の八の二第十三項」に、「新法第七十条の七の四第二項及び同条第十一項において準用する新法」を「平成二十三年新法第七十条の七の四第二項及び同条第十一項において準用する平成二十三年新法」に改め、同項第一号中「新法」を「平成二十三年新法」に改め、同項第二号中「新法」を「平成二十三年新法」に、「場合には、」を「場合には、同項の特例受贈非上場株式等の第七十条の七第一項の規定の適用に係る」に改め、「贈与の時における当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎として」と、「当該株式等」とあるのは「当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「計算した価額」とあるのは「財務省令で定めるところにより計算した価額」と、「同項」とあるのは「前項」を削り、「として当該」を「とし、当該」に、「価額」を「価額に」に改め、同条第二項中「により新法」を「により平成二十三年新法」に、「施行日」を「平成二十三年改正法施行日」に、「新令第四十条の八の二第十二項」を「平成二十三年新令第四十条の八の二第十三項」に、「における新法」を「における平成二十三年新法」に改め、同項第一号中「新法」を「平成二十三年新法」に、「価額」を「計算した価額に百分の二十」に、「価額との合計額」を「計算した価額にそれぞれ百分の二十」に改め、同条第三項中「新法」を「平成二十三年新法」に、「施行日」を「平成二十三年改正法施行日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十三年十月一日